

つくばみらい 相談事例

SNSの広告

★フェイスブックやツイッターなど、SNSに関連したトラブルが増えていると聞きましたが、どんなものがありますか？

スマートフォンで SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のサイトに表示されたダイエットサプリメントの広告を見て、1 カ月分 2 千円の「体験版」をクレジット決済で購入したところ、定期購入になっていたようで約 3 万円の請求を受けたという相談が寄せられています。

これは SNS の広告がきっかけとなった消費者トラブルの例です。SNS に年齢や職業、興味のある分野などを登録すると、その個人情報に基づき、その人に向けた広告が表示されます。これを「**ターゲティング広告**」といいます。

事例のように広告表示だけを見て購入をしてしまうと、実際の契約内容と異なる場合がありますので、広告からリンクした先の通販サイトの**表示や利用規約**で、**購入の条件等をよく確認**しましょう。ターゲティング広告は**短期間だけ表示**されるため、**トラブル発生後に詳細を確認しようとしても、広告そのものが見られない**こともあります。購入の際には、**画面を保存したり印刷**しておきましょう。